

原議保存期間	30年(平成61年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丙運発第40号、丙規発第17号
平成30年6月11日
警察庁交通局長

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について(通達)

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成30年内閣府令第30号)等下記の法令が本日公布され、一部の規定を除き、本年7月11日から施行されることとなった。

改正の趣旨等は、別紙のとおりであるので、施行準備を進め、関係規定の円滑かつ適切な施行に努められたい。

記

- 1 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成30年内閣府令第30号)
- 2 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則(平成30年国家公安委員会規則第12号)

- (凡例)
- 「改正府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第30号）
- 「平成8年改正府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成8年総理府令第41号）
- 「府令」 : 改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 「改正教習規則」 : 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第12号）
- 「教習規則」 : 改正教習規則による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）
- 「普通免許等保有者」 : 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊自動車免許を除く。）、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許又は大型特殊自動車第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊自動車第二種免許を除く。）を現に受けている者
- 「A T小型普通二輪車」 : A T機構（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構）がとられておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車（総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車）
- 「A T小型限定普通二輪免許」 : 運転することができる普通自動二輪車をA T小型普通二輪車に限る普通自動二輪車免許

第1 普通自動車免許等保有者に対するAT小型限定普通二輪免許に係る1日の技能教習時間の上限等の見直し関係

1 趣旨

今回の改正は、AT小型限定普通二輪免許に係る技能教習の安全性等を確保しつつ、その教習日数を短縮するために1日の技能教習時間の上限を緩和することの可否に関する調査研究の結果を踏まえ、当該上限等について見直しを行うものである。

また、今回の改正に関しては、関係団体等から、AT小型普通二輪車は実用性が高い「コミューター」として通勤・通学・配達等に利用されているが、利用者の利便性を向上させるため、最短3日間である教習の修了に要する日数を2日間に短縮してほしい旨の要望があった。

2 内容

(1) 1日の技能教習時間の上限の引上げ

AT小型限定普通二輪免許に係る技能教習を受ける者（普通免許等保有者に限る。）1人に対する1日の技能教習時間の上限については、4時限（基本操作及び基本走行にあつては3時限）を超えないこと（1日に3時限以上の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、この限りではない。）とした（府令第33条第5項第1号タ）。

(2) 休息時間の確保

指定自動車教習所がAT小型限定普通二輪免許に係る技能教習を1日に4時限行うときは、教習中の事故防止の観点から、2時限目以降の教習のうちのいずれかの教習の前に1時限に相当する時間（50分）以上の休息時間を置くこととした（府令第33条第5項第1号タ）。

(3) その他

教習方法の基準の細目について、所要の規定の整備をすることとした（教習規則第3条及び第4条）。

第2 普通自動二輪車免許の運転シミュレーター教習に係る経過措置の廃止関係

1 趣旨

平成8年改正府令では、危険を予測した運転等、普通自動二輪車免許等に係る技能教習の一部について、その安全かつ効果的な実施を図るた

め、運転シミュレーターを使用することとされるとともに（府令第33条第5項第1号へ）、その施行前から当該教習を行う指定自動車教習所は、当分の間、当該教習に運転シミュレーターを使用しないことができるものとする経過措置（以下「運転シミュレーター経過措置」という。）が設けられた（平成8年改訂府令附則第4項）。

今回の改正は、運転シミュレーター経過措置が設けられてから既に20年以上が経過し、近年では、廉価な運転シミュレーターも市販されていること等を踏まえ、運転シミュレーター経過措置を廃止するものである。

2 内容

運転シミュレーター経過措置を廃止することとした。

また、運転シミュレーター経過措置の廃止に当たっては、当該廃止規定の施行前に教習の受講を開始した者が技能教習中に施行の日を迎えるようなケースが想定されるが、その経過措置を規定しておく必要がある。このため、運転シミュレーター経過措置の廃止に伴う経過措置を設け、当該廃止に係る規定の施行の際、運転シミュレーター経過措置の適用を受けている指定自動車教習所における普通自動二輪車に係る教習を現に受けている者に対する当該教習については、施行後も運転シミュレーターを使用しないことができることとした（改訂府令附則第3項）。

第3 その他の改正関係

1 趣旨

歩行者用信号機に「斜め横断専用」の標示（府令別記様式第1の2の「2」に規定される標示をいう。以下同じ。）が設置されている場合であっても、交差点を斜めに横断する普通自転車は、当該歩行者用信号機に従わなければならないものとするものである。

2 内容

「斜め横断専用」の標示の様式に係る規定を改正し、当該標示は、交差点において斜めに道路を横断する普通自転車に対しても表示されるものとした（府令別記様式第1の2）。

このほか、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項の規定による都道府県公安委員会の表示に当たる標示を明確化するため、規定を整理した（府令第3条の2、別記様式第1の2及び別記様式第1の2の2）。

第4 施行期日

改正府令は、本年7月11日から施行することとした。ただし、第2に係る部分については公布の日から起算して3年を経過した日（平成33年6月11日）、第3に係る部分については本日からそれぞれ施行することとした。

(参考資料)

- 1 改正府令の官報の写し
- 2 改正教習規則の官報の写し